

vol.52-01 (通算 586号)

2022年4月号

やどかり

2022年4月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円 (含会費)

2022年度やどかりの里活動方針案

地域のつながりを広げ やどかりの里のこれからを展望する

I 私たちを取り巻く状況

2022年、収束しないCOVID-19への対応が求められる中で、国際情勢も厳しさを増している。2月22日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻に踏み切った。ウクライナには270万人の障害のある人がいて、施設で暮らす障害のある人も多いという。激しい紛争の中、安全に避難できる場所は確保されているのか、必要な情報も届かず、置き去りにされていないだろうか。戦争は人々のいのちや尊厳を奪い、障害のある人をつくり出す。

日本国憲法の前文には、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないよう」「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有する」と記され、第二次世界大戦の反省を踏まえ、恒久平和のため主権は国民にあることを確認している。また、障害者権利条約11条「危険及び人道的な緊急事態」では、「危険な状況において障害者の保護及び安全を確保するための全ての必要な措置をとる」としている

が、2011年に起きた東日本大震災では、障害のある人の死亡率は障害のない人の2倍という事実がある。遠い国で起きている紛争と無関心ではいられない。

人間の尊厳を踏みにじった非人道的な優生保護法による強制不妊手術を、憲法違反として訴えている優生保護法被害裁判が行われている。これまで6つの地裁では、いずれも手術を受けてからすでに20年以上が経過しているとする除斥期間を理由に原告の訴えが退けられてきた。しかし、大阪高裁で「極めて非人道的、差別的」と法の違憲性を認め、「除斥期間の適用は著しく正義、公平の理念に反する」として一審の判決を覆し、国の賠償責任を認めた。東京高裁でも一審の判決を変更し国に賠償を命じ、原告の逆転勝訴となった。国は大阪高裁の判決を不服として上告しており、国は責任を認め東京高裁への上告を行わないこと、大阪高裁判決への上告を取り下げをを求める運動が、全国で展開されている。すべての人のいのちを尊重する社会を実現すべく声をあげていかなければならない。

また、さいたま地裁での生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、2022年12月末に結審予定だ。これまで、厚生労働大臣の裁量権の逸脱と濫用を認めたのは大阪地裁のみだ。加えて、